

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会
教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。 (1) 本庁における代決				(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。 (1) 本庁における代決			
決裁権者	代決権者			決裁権者	代決権者		
	第1順位者	第2順位者	第3順位者		第1順位者	第2順位者	第3順位者
教育長	[略]		主管の室長又は総括課長	教育長	[略]		<u>首席服務管理監</u> 、 <u>主管の室長</u> 又は <u>総括課長</u>
教育局長	[略]	主管の室長又は総括課長		教育局長	[略]	<u>首席服務管理監</u> 、 <u>主管の室長</u> 又は <u>総括課長</u>	
教育次長	主管の室長又は総括課長			教育次長	<u>首席服務管理監</u> 、 <u>主管の室長</u> 又は <u>総括課長</u>		
				<u>首席服務管理監</u>	<u>服務管理監</u> （ <u>教育長があらかじめ指定する者に限る。</u> <u>第7条を除き、以下同じ。</u> ）		
室長	[略]			室長	[略]		
	[略]				[略]		

教育企画 推進監、 学校教育 企画監、 課長、担 当課長又 は特命課 長	室長又は総括 課長があらか じめ指定する 職員		
---	----------------------------------	--	--

(2) [略]

(教育局長の専決事項)

第5条の2 教育局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 教育次長、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 教育次長、室長及び局付の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 教育次長、室長及び局付の休暇その他のサービス並びに総括課長のサービス（休暇を除く。）に関すること。

(5)～(9) [略]

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関すること。

(6) 教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長（次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 室長又は総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び

教育企画 推進監、 学校教育 企画監、 <u>サービス管理</u> 監、課長 、担当課 長又は特 命課長	<u>首席サービス管理</u> 監、室長又は 総括課長があ らかじめ指定 する職員		
--	---	--	--

(2) [略]

(教育局長の専決事項)

第5条の2 教育局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 教育次長、首席サービス管理監、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 教育次長、首席サービス管理監、室長及び局付の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 教育次長、首席サービス管理監、室長及び局付の休暇その他のサービス並びに総括課長のサービス（休暇を除く。）に関すること。

(5)～(9) [略]

(首席サービス管理監等共通専決事項)

第7条 本庁の首席サービス管理監、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 首席サービス管理監、室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、学校教育企画監、サービス管理監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関すること。

(6) 教育企画推進監、学校教育企画監、サービス管理監、課長、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長（次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、サービス管理監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 首席サービス管理監、室長又は総括課長が指定する職員の

休日勤務命令に関すること。

(4) 室長又は総括課長が指定する職員の休暇に関すること。

(5)～(16) [略]

(室長等指定職員専決事項)

第7条の3 本庁の室長又は総括課長が指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 技能職員等の任免及び分限に関すること。

(7)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の営利企業等の従事許可に関すること。

(3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条 [略]

超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 首席服務管理監、室長又は総括課長が指定する職員の休暇に関すること。

(5)～(16) [略]

(首席服務管理監等指定職員専決事項)

第7条の3 本庁の首席服務管理監、室長又は総括課長が指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 技能職員等の任免に関すること。

(7)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条 [略]

(服務管理監の専決事項)

第12条の2 服務管理担当の分掌事務について、服務管理監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の営利企業等の従事許可に関すること。

(3) 岩手県教育委員会服務規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号)第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事(軽易なもので所属長が承認したものを除く。)の承認に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。